

～保護者の皆様へ～

「生徒指導上の問題や虐待の問題に関する法規及び学校による通報等の対応について」
学校は児童生徒の安心で安全な「居場所」と「絆」づくりを推進します。

下記の事案（疑い含む）について学校が把握した場合、保護者の皆様へ
の了承なく警察へ相談・通報したり、子ども相談センター等へ通告したり
する義務が法律で定められております。

生徒指導上の問題

抵触する可能性がある刑罰法規の例について

- | | |
|---------------------------------|-------------------|
| ○自転車や携帯電話等を故意に壊した。教科書やノート等を破った。 | 器物損壊罪等（刑法第261条） |
| ○断れば危害を加えるなどと脅し、現金等を巻き上げた。 | 恐喝罪（刑法第249条） |
| ○教科書やカバン等の所持品を盗んだ。財布から現金を盗んだ。 | 窃盗罪（刑法第235条） |
| ○コンビニ等で万引きさせた。家の現金等を持ち出させた。 | 強要罪（刑法第223条） |
| ○本人の裸などが写った写真・動画をネット上に拡散すると脅した。 | 脅迫罪（刑法第222条） |
| ○ゲームや悪ふざけと称して同級生を殴ったり、蹴ったりした。 | 暴行罪（刑法第208条） |
| ○顔を殴打しあごの骨を折る等、ケガを負わせた。 | 傷害罪（刑法第204条） |
| ○相手が拒否していたのに、性的に無理矢理嫌がることをした。 | 不同意わいせつ罪（刑法第176条） |

いじめ問題への的確な対応に向けた警察との連携等の徹底について（通知）〈文部科学省 R5.2〉

児童生徒の命や安全を守ることを最優先に、犯罪行為として取り扱われるべきいじめなどは、直ちに警察に相談・通報を行うこととなっております。

虐待の問題

児童虐待の防止等に関する法律
（児童虐待に係る通告）第6条1項

学校等の 通告義務

打撲傷、あざ（内出血）
骨折、刺傷、やけど等

①明らかな外傷があり、身体的虐待が疑われる場合。

②生命、身体の安全に関わるネグレクト
があると疑われる場合。

栄養失調、医療放棄等

③性的虐待が疑われる場合。

④子どもが帰りたくないと言った場合。

子ども自身が保護・救済を
求めている場合

通告先は①～④が子ども相談センター、それ以外の
場合（「叩かれた」という発言や心理的虐待等）は市
町村（虐待対応担当課）または子ども相談センターと
なります。
※児童虐待の判断は子ども相談センターや市町村
が行います。

情報モラルに関する問題

○特定の人物が誹謗中傷され、ネット上に実名を挙げられ、「気持ち悪い」「うざい」などと悪口を書かれる。
名誉毀損、侮辱（刑法第230、231条）

○ネット上にわいせつ画像を掲載された。
○自身の裸の写真・動画を他人に保存されたり、第三者に提供されたりした。
（児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律第7条）

○自分になりすまされ、自分のIDを他人に使用される。
（不正アクセス行為の禁止等に関する法律第3条）

○公共の場所や乗り物の中、学校内、事務所等で盗撮をされた。
（性的姿態撮影等処罰法）

○SNSで闇バイトに応募し、詐欺の受け子や強盗の実行犯等に利用された。
詐欺罪・強盗罪等（刑法）

○SNSを通じて知り合った人から誘われて、購入した大麻を使用した。
（大麻取締法）

ご理解とご協力をお願いします。